

第1条 BizSTATION 輸出 OA 債権買取依頼受付サービスの内容および BizSTATION 輸出 OA 債権買取依頼受付サービス利用規定

1. BizSTATION 輸出 OA 債権買取依頼受付サービス(以下「Biz 輸出 OA 債権買取依頼サービス」といいます。)とは、BizSTATION 外為サービス(以下「Biz 外為サービス」といいます。)の輸出ドキュメンタリーサービスで提供するサービスの一つで、お客さまが別途当行との間で合意した輸出債権買取約定に基づいて、お客さまの輸出債権の買取依頼を BizSTATION にて受け付けるサービスです。
2. Biz 輸出 OA 債権買取依頼サービスの利用にあたっては、本 BizSTATION 輸出 OA 債権買取依頼受付サービス利用規定(以下「Biz 輸出 OA 債権買取依頼規定」といいます。)および BizSTATION 利用規定を適用するものとします(BizSTATION 利用規定に規定された「本サービス」に Biz 輸出 OA 債権買取依頼サービスが含まれるものとします。)。なお、Biz 輸出 OA 債権買取依頼規定と BizSTATION 利用規定が抵触する場合には、Biz 輸出 OA 債権買取依頼規定が優先されるものとします。

第2条 Biz 外為サービスの内容

Biz 外為サービスとは、BizSTATION にて提供する以下の 7 種類のサービスのことをいいます。

- ①仕向送金サービス
- ②被仕向送金サービス
- ③輸出ドキュメンタリーサービス(第8条に定めます。)
- ④輸入ドキュメンタリーサービス
- ⑤外貨預金サービス
- ⑥外為利息手数料一覧サービス
- ⑦外為取引通知サービス

第3条 Biz 外為サービスの利用手数料

Biz 外為サービスの利用にあたっては、Biz 外為サービス利用手数料および消費税をいただきます。(税制が改正された場合には当該改正後の税率等に従い消費税をいただきます。以下同じです。)手数料金額につきましては、当行所定のものといたしますので、ウェブサイト上で随時ご確認ください。この場合、当行は Biz 外為サービス利用手数料および消費税を、通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに、代表口座から当行所定の日に自動的に引落します。Biz 外為サービス利用手数料および消費税が引落せなかつた場合、当行は引落せなかつた額に相当する金額を登録されているサービス指定口座から通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに引落せるものとします。なお、サービス指定口座が外貨預金の場合は引落日における当行所定の外国為替相場により換算のうえ引落すものとします。

第4条 Biz 輸出 OA 債権買取依頼サービスの利用申込・サービスの取止め

1. Biz 輸出 OA 債権買取依頼サービスの利用を申込される方は Biz 輸出 OA 債権買取依頼規定その他関連諸規定の内容をご了承のうえ、「輸出 OA 債権買取依頼受付サービス追加・取止め依頼書」にて、輸出ドキュメンタリーサービスとは別に、Biz 輸出 OA 債権買取依頼サービスを明示的に申込むものとします。
2. Biz 輸出 OA 債権買取依頼サービスおよび輸出ドキュメンタリーサービスの利用申込時にお届けいただいた英文社名・英文住所は、当行との外国為替取引すべてに適用されるものとします。ただし、すでに当行と外国為替取引があり、英文社名・英文住所の登録がある場合は、原則として登録済みの英文社名・英文住所が優先的に使用されます。
3. Biz 輸出 OA 債権買取依頼サービス、輸出ドキュメンタリーサービスは BizSTATION の契約数にかかわらず、同一のお客さまによる複数の申込・利用ができます。すでに Biz 輸出 OA 債権買取依頼サービス、輸出ドキュメンタリーサービスを利用中のお客さまから別途 Biz 輸出 OA 債権買取依頼サービス、輸出ドキュメンタリーサービスの利用申込があつた場合、当行は申込書に不備があつたものとみなします。また、すでに輸出ドキュメンタリーサービスを利用しているお客さまがウェブサイトから輸出ドキュメンタリーサービスを申込まれた場合、当該申込はなかつたものとみなします。
4. Biz 輸出 OA 債権買取依頼サービスの申し込みについては、当行審査手続など独自の判断により承諾しない場合、またはご利用いただけるサービスを制限して承諾する場合があります。なお、同サービスの開始は、当行所定の審査手続を経て、銀行取引約定書、輸出債権買取約定書など当行所定の書類を当行あてに差し入れ、または当行との間で合意し、当行所定の手続を完了した後となります。
5. Biz 輸出 OA 債権買取依頼サービスについては、当行独自の判断により、申込の変更依頼など無しにサービスの提供を取止めさせていただくことがあります。当行は、かかるサービス提供の取止めを通知する義務を負いません。
6. お客さまは、Biz 輸出 OA 債権買取依頼サービスの利用を取止める場合は、「輸出 OA 債権買取依頼受付サービス追加・取止め依頼書」にて、輸出ドキュメンタリーサービスとは別に、Biz 輸出 OA 債権買取依頼サービスの利用を明示的に取り止めるものとします。ただし、Biz 輸出 OA 債権買取依頼サービスを取止める時までに処理が完了していない依頼がある場合は、買取日前に Biz 輸出 OA 債権買取依頼サービスを取止めた場合といえども処理をいたします。

第5条 Biz 外為サービス利用の場合の代表口座

Biz 外為サービスをご利用の場合、代表口座の変更は原則、同一本支店内の口座のみ可能です。

第6条 Biz 輸出 OA 債権買取依頼サービスによる取引の依頼

1. Biz 輸出 OA 債権買取依頼サービスによる外国為替取引の依頼の受付にあたっては、お客さまに依頼内容を確認しますので、その内容が正しい場合には、画面上の確認ボタン等のクリック等当行の指定する方法で了承する旨を当行に回答してください。この回答を当行が、当行所定の時限までに受信した場合には、受信した時点で当該取引の依頼内容が確定し、当行がお客さまの依頼を受け付けたものとします。
2. Biz 輸出 OA 債権買取依頼サービスによる外国為替取引の依頼は、当行所定の通貨のみ受け付ます。
3. Biz 輸出 OA 債権買取依頼サービスによる外国為替取引の買取の際の適用相場は、当行所定の外国為替相場を適用します。
4. 当行は、Biz 輸出 OA 債権買取依頼サービスによる外国為替取引の権限を付与された登録利用者による外国為替取引依頼であることを相応の注意をもつて確認して取り扱ったうえは、使用機器等の不正使用その他の事故があつても、その為に生じた損害については責任を負いません。また、当行の判断により外国為替取引依頼の処理を行わなかつた場合でも、当該外国為替取引の処理を行わなかつたことによって生じた損害については、当行の責に帰すべき事由による場合を除き、当行は責任を負いません。
5. Biz 輸出 OA 債権買取依頼サービスによる外国為替取引の依頼の際にお客さまの用いたファイルについては、当行にてウイルスチェックその他の検査を行い、ウイルス等の問題が発見された場合には、当該ファイルに係る Biz 輸出 OA 債権買取依頼サービスによる外国為替取引の依頼を受け付けたものとせず、取り扱わないものとします。

第7条 Biz 輸出 OA 債権買取依頼サービスの外国為替利息・手数料

1. Biz 輸出 OA 債権買取依頼サービスによる外国為替取引については、当行所定の外国為替利息・手数料をいただきます。外国為替利息・手数料は当行処理時点の外国為替利息・手数料体系が適用されるものとします。

2. Biz 輸出 OA 債権買取依頼サービスによる外国為替取引に関し、外国為替利息・手数料の引落しはあらかじめ「自動振替依頼書(外国為替関係利息・手数料等)」等を届け出されている場合を除き、発生の都度、以下の通りとします。
 - ・輸出 OA 債権買取金額を外貨預金のみに入金する場合、外国為替利息・手数料は代表口座または当行所定の方法によりお届出いただいた口座から引落します。輸出 OA 債権買取金額の一部または全部を円預金へ入金する場合、外国為替利息・手数料は輸出 OA 債権買取金額から差引くか入金する円預金口座から同時に引落します。
3. お客様と当行との間の BizSTATION 利用契約が解約された場合、又は、お客様が Biz 輸出 OA 債権買取依頼サービスを取止められた場合であっても、かかる解約又は取止め以前にお客さまがご利用された Biz 輸出 OA 債権買取依頼サービスに関する外國為替利息・手数料が引落されていないときには、かかる利息・手数料を、代表口座から引き落とすか、当行所定の方法にてお支払いただくものとします。
4. 前2項の場合には、普通預金規定(総合口座取引規定を含みます。)、当座勘定規定、外貨普通預金規定、外貨当座預金規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに引落します。
5. Biz 輸出 OA 債権買取依頼サービスによる外國為替取引に関し、残高不足等により外國為替利息・手数料が引落せなかつた場合、当行は外國為替取引を実行する義務を負いません。また、外國為替取引を実行した場合は、引落せなかつた外國為替利息・手数料に相当する額を代表口座またはサービス指定口座から通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに引落せるものとします。なお、サービス指定口座が外貨預金の場合は引落日における当行所定の外國為替相場により換算のうえ引落すものとします。第3項の場合も同様とします。

第8条 輸出ドキュメンタリーサービス

1. サービス内容

輸出ドキュメンタリーサービスとは、(1)お客様を受益者とするL/C(以下「輸出L/C」といいます。)を当行(ただし当行所定の本支店等に限ります)が接受した旨、およびお客様が当行に買取または取立を依頼した輸出為替手形(お客様が取立を依頼した輸出為替手形を以下「輸出取立手形」といいます。)に係る状況について、あらかじめお客様がBizSTATIONの利用者登録メニューで設定頂いたメールアドレスに通知するサービス、(2)当該輸出L/Cカバーレター情報(当行確認有無やコンセント要否等)および詳細情報(これらを合わせ、以下「輸出L/C情報」といいます。)を提供するサービス、(3)買取計算明細照会・取立支払計算明細照会・手形経過情報明細照会・手形または小切手の買取取立一覧等のサービス、(4)BizSTATIONにて輸出取立手形について当行あてに依頼された入金指図・入金予約(かかる入金指図および入金予約を総称し、以下「輸出取立入金」といいます。)に基づき入金処理を行うサービス、ならびに(5)輸出為替買取依頼書、輸出為替取立依頼書、輸出為替手形、ケーブルネゴ依頼書、L/Gネゴ依頼書および貿易書類を含む当行所定の書類の作成を補助するサービスをいいます。輸出取立入金の対象となる口座は、代表口座およびサービス指定口座に限ります。

2. サービスの対象・期間

- (1)輸出L/C情報は、当行が海外のコルレス銀行等からSWIFT又は郵送などにて接受したものを提供します。但し、SWIFTで接受したものを除き、輸出L/C情報が一定の容量を超える場合については、カバーレター情報の提供のみとします。
- (2)輸出L/C情報は、当行所定の期間に限り、提供するものとします。
- (3)当行が接受した輸出L/C情報に不備がある場合、当行はかかる輸出L/C情報を輸出ドキュメンタリーサービスによってお客様に提供できない場合があります。この場合、当行はBiz外為サービス上の情報提供義務を負わないとし、これによりお客様に生じた損害について当行は責任を負いません。

3. 輸出L/Cの原本

輸出ドキュメンタリーサービスにて提供する輸出L/C情報は原本(オリジナル)ではありません。また、手数料情報は請求書ではありません。輸出L/C原本は当行より別途ご案内するものとします。輸出ドキュメンタリーサービスにて提供した輸出L/C情報が、輸出L/C原本の内容と相違する場合、輸出L/C原本の内容を正とし、この相違により生じた損害について当行は責任を負いません。なお、輸出手形買取・取立の依頼については、輸出L/C原本が必要となります。なお、当行は、輸出ドキュメンタリーサービスに基づく情報提供ならびに輸出ドキュメンタリーサービスとは別途に輸出L/C原本の接受および送付を行いますが、該当の輸出L/Cに基づく輸出為替手形の買取・取立に応じることを確約するものではありません。

4. 買取取立一覧

当行は、買取取立一覧のサービスにおいて、他社の提供するインターネット上のウェブサイトへのリンクを設定することができます。かかるリンクに関して、当行は、このウェブサイトの提供者となんら提携等の関係はありません。お客様は、自らの判断と責任においてこの他社のウェブサイトを利用するものとし、お客様とこの提供者との間に生じた紛争またはこの他社のウェブサイトの利用について当行は一切責任を負いません。

5. 輸出取立入金

(1)輸出取立入金指図

お客様は、当行が輸出取立手形に係る決済資金を決済銀行から受領した後においては、当該輸出取立手形について、当行所定の方法により、入金口座等をBizSTATIONで指図することができます。(以下「輸出取立入金指図」といいます。)

(2)輸出取立入金予約

お客様は、当行が輸出取立手形に係る決済資金を決済銀行から受領するまでの間においては、当該輸出取立手形について、当行所定の方法により、入金口座等をあらかじめBizSTATIONで指図することができます。(以下「輸出取立入金予約」といいます。)ただし、相場区分については、「予約(CONT)」は指定できません。

(3)輸出取立入金指図の処理

お客様が、当行所定の受付日当日入金処理時間内に依頼し、かつ当行が受けた輸出取立入金指図については、原則として当行が受けた日に入金処理を行ふものとします。かかる時限を過ぎて受けた輸出取立入金指図については、原則として当行は翌営業日に入金処理を行ふものとします。

(4)輸出取立入金予約の処理

お客様が、当行所定の処理時間内に依頼し、かつ当行が受けた輸出取立入金予約については、原則として当行が輸出取立手形に係る決済資金を決済銀行から受領した日に入金処理を行ふものとします。ただし、決済資金を当行所定の営業時間を過ぎて受領した場合は、原則として当行は翌営業日に入金処理を行ふものとします。

(5)適用為替相場

当行が決済銀行から受領した決済資金の通貨とお客様が輸出取立入金で指定した口座の通貨が異なる場合、入金処理日における当行所定の外國為替相場により換算のうえ、入金口座に入金します。輸出取立入金指図について、お客様が当行との間で締結した外國為替先物予約(ただし当行所定の本支店等において締結したものに限ります)の相場を適用する場合は、予約番号の入力等当行指定の方法で依頼するものとします。

(6)当行判断による取り扱い

①輸出取立入金の内容に瑕疵や不備がある場合には、当行は当該輸出取立入金を処理しません。

②当行が輸出取立入金予約を受けた場合でも、当行が輸出取立手形に係る決済資金を決済銀行から受領していない場合は、当行は入金処理を行いません。また、当行が決済資金の一部を決済銀行から受領した場合も、未受領の決済資金については、当行は入金処理を行いません。未受領の決済資金の入金口座等については、お客様は、当行が決済銀行から決済資金を受領した後に、当行所定の方法により、改めて輸出取立入金指図を行ふものとします。

③当行が輸出取立入金を受けた後でも、以下の事由の一にでも該当すると当行が認めた場合には、当行は入金処理を行いません。

1)本人確認未済の口座への輸出取立入金取引のとき

④当行が輸出取立入金を受けた後でも、以下の事由の一にでも該当すると当行が認めた場合には、当行は入金処理を行わないことがあります。

1)輸出取立入金取引が「外國為替及び外國貿易法」もしくは外國為替関連法規またはその他適用ある国内外の関連法規に関して疑義あるとき

2)輸出取立入金取引が当行所定の外國向為替手形取立規定に関して疑義あるとき

3)輸出取立入金取引が犯罪にかかるものであると疑われる等相応の事由があるとき

(7)BizSTATIONで受けた輸出取立入金の優先取り扱い

お客様が行った輸出取立入金について、別途、同じ輸出取立手形に係る入金指図を当行が受けている場合、当行は原則としてBizSTATIONで受けた輸出取立入金の内容で入金処理を行ふものとします。

(8)公表相場停止時の取り扱い

当行が輸出取立入金を受けた後であっても、外國為替相場が急激に変動し、当行の公表相場が公表停止になった場合には、入金処理を保留することができます。

(9)輸出取立入金の内容変更・取消

①当行が輸出取立入金を受けた後は、当行が輸出取立手形に係る決済資金を決済銀行から受領する前後を問わず、お客様は原則として輸出取立入金の内容変更および取消はできないものとします。

②お客さまが当行と協議したうえで輸出取立入金の内容変更または取消を行った場合、その為にお客さまに生じた損害について当行は責任を負いません。

6. 書類作成補助

- (1) お客さまは、自らの判断と責任において、本条に基づき当行が提供する書類の作成を補助するサービスを利用するものとし、当該サービスを利用して作成した書類につき自らの責任において確認および使用するものとします。お客さまが当該サービスを利用して作成した書類を使用したことにより生じた損害について、当行は一切責任を負いません。
- (2) お客さまは、本条に基づき当行が提供する書類の作成を補助するサービスを利用して輸出為替取立依頼書を印刷する場合、輸出為替取立依頼書の種類に応じて外国向為替手形取立規定(WITH L/C)又は外国向為替手形取立規定(WITHOUT L/C)の各条項に同意するものとし、当該同意した旨を輸出為替取立依頼書に印刷するものとします。当行は、当該同意した旨の記載がない輸出為替取立依頼書については、受け付けないものとします。

第9条 輸出ドキュメンタリーサービスの提供情報

1. 輸出ドキュメンタリーサービスの各種照会における情報は、お客さまの照会操作時点で提供可能なものであり、必ずしも最新の情報あるいはすべての情報とは限りません。
2. 外国為替取引等に内容の変更があった場合、当行はすでに輸出ドキュメンタリーサービスにて提供した情報について訂正または取消を行うことがあります。この場合、訂正または取消した旨の通知は行いません。最終的な取引内容については、通帳・計算書等により確認してください。
3. 前2項により生じた損害については、当行は責任を負いません。

第10条 BizSTATION による輸出 L/C 接受、輸出取立入金の外国為替手数料

1. BizSTATION による輸出 L/C 接受、輸出取立入金の外国為替取引については、当行所定の外国為替手数料をいただきます。外国為替手数料は当行処理時点の外国為替手数料体系が適用されるものとします。
2. BizSTATION による外国為替取引に際し、輸出 L/C 接受、輸出取立入金関連の外国為替手数料、または他行からの手数料請求等新たに発生した外国為替手数料は、あらかじめ「自動振替依頼書(外国為替関係利息・手数料等)」を届け出されている場合を除き、発生の都度、当該手数料を代表口座または当行所定の方法によりお届けいただいた口座から引落します。但し、輸出取立手形決済資金の一部または全部を円預金へ入金する場合、外国為替手数料は輸出取立手形決済資金から差引くか入金する円預金口座から同時に引落します。また、輸出 L/C 接受関連の手数料については、別途当行所定の方法にてお支払いいただく場合があります。
3. お客さまと当行との間の BizSTATION 利用契約が解約された場合、又は、お客さまが輸出ドキュメンタリーサービスを取止められた場合であっても、かかる解約又は取止め以前にお客さまがご利用された輸出 L/C 接受、輸出取立入金に関連して発生した外国為替手数料が引落されていないときには、かかる手数料を代表口座から引落します。
4. 前2項の場合には、普通預金規定(総合口座取引規定を含みます。)、当座勘定規定、外貨普通預金規定、外貨当座預金規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに引落します。
5. 残高不足等により外国為替手数料が引落せなかった場合、当行は外国為替取引を実行する義務を負いません。また、外国為替取引を実行した場合は、引落せなかった外国為替手数料に相当する額を代表口座またはサービス指定口座から通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに引落せるものとします。なお、サービス指定口座が外貨預金の場合は引落日における当行所定の外国為替相場により換算のうえ引落すものとします。第3項の場合も同様とします。

第11条 Biz 輸出 OA 債権買取依頼サービスの関係規定の適用・準用

Biz 輸出 OA 債権買取依頼サービスの利用にあたっては、お客さまが別途当行との間で合意した輸出債権買取約定を適用します。Biz 輸出 OA 債権買取依頼規定および BizSTATION 利用規定に定めのない事項については、外貨普通預金規定・外貨当座預金規定その他関連諸規定を適用または準用するものとします。また、日本および関係各国の法令・慣習および関係銀行所定の手続に従って取り扱うものとします。

第12条 サービス内容または規定の変更

当行は Biz 輸出 OA 債権買取依頼サービスまたは Biz 輸出 OA 債権買取依頼規定の内容を、事前に当行ウェブサイト等に変更する旨、その変更内容およびその変更日を掲載して告知することにより、何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。

第13条 條款

1. 旧UFJ店の口座をお持ちの方向け法人インターネットバンキング・U-LINE Web シリーズのオープンアカウント輸出債権買取サービスをご利用の場合、当行所定の日より Biz 輸出 OA 債権買取依頼サービスがご利用になれるものとします。
2. 前項にあたっては、U-LINE Web サービスご利用規定・U-LINE Web オープンアカウント輸出債権買取サービスご利用規定の内容に基づき、U-LINE Web Pro 申込書および U-LINE Web オープンアカウント輸出債権買取の申込みに関する協定書等を以って、当行所定の日から Biz 輸出 OA 債権買取依頼サービスの利用を申し込んだものとし、あらたな当行所定の書類提出は不要とします。
3. 当行は、U-LINE Web Pro 申込書および U-LINE Web オープンアカウント輸出債権買取の申込みに関する協定書に記載された内容を元に、U-LINE Web オープンアカウント輸出債権買取サービスに準じた Biz 輸出 OA 債権買取依頼サービスがご利用いただけるよう、当行所定の方式により必要な各種項目を設定します。U-LINE Web シリーズのオープンアカウント輸出債権買取サービスのご利用者が Biz 輸出 OA 債権買取依頼サービスをご利用されるにあたっては、これらの項目設定ならびに本規定をご了承されたものとします。

以上